

担 当	保健福祉部 子ども家庭課 母子支援班 (TEL022-211-2531)
	給付助成班 (TEL022-211-2532)
	保健福祉部 子育て支援室 子育て・少子化対策班 (TEL022-211-2529)
	土木部 住宅課 住宅管理班 (TEL022-211-3252)

母子家庭の母等（父子家庭を含む）の自立支援事業の充実及び子育て支援等について

○母子家庭の母等（父子家庭）が安心して子育てと仕事の両立ができるよう、保育所・放課後児童クラブへの優先的入所と利用時間のより一層の拡充と公営住宅の優先入居など、子育て支援施設等の充実を要望します。

○養育費については、子を監護しない親の支払い義務の履行についての社会的機運の醸成を図るとともに、養育費が必ず取得できるような制度の運用を強化し、さらに親が養育費を支払った場合の税の「養育費控除」を新設するなど、支援体制の強化を要望します。

○児童扶養手当は母子家庭の命綱であることに県民の理解を得られるよう努めるとともに、また父子家庭に対する支給も検討するよう要望します。

○母子寡婦福祉資金貸付金の利用について、保証人の条件は各保健福祉事務所の裁量となっているため、基準を明確にするとともに、所得制限の緩和を要望します。また、父子家庭を対象に含む等の条件緩和も要望します。

〔子育て支援室〕

○保育所及び放課後児童クラブにつきましては、近年、保護者の就労機会の増大等により、その必要性が高まっております。

県といたしましては、国の通知等に基づき、市町村が保育所の入所の選考及び放課後児童クラブの利用の登録を行うに当たって、母子家庭等の優先的取り扱いを徹底するよう伝えているところです。

また、利用時間についても、保育所における延長保育の実施、放課後児童クラブについては、長期休暇分の長時間開設加算等を運営費に補助も行ってまいります。県といたしましては、母子家庭等の方々が安心して子育てと仕事の両立ができるよう、今後とも実施主体である市町村に必要な支援を行ってまいります。

〔住宅課〕

公営住宅の入居者募集につきましては、公営住宅法第22条の規定により原則として公募で行われることから、母子・父子家庭であっても公募を経ず入居することはできません。

しかし、公募による公募者が多数のため抽選により入居者を決定する場合、公営住宅の事業主体である県や市町村が地域の状況等必要に応じて倍率優遇の措置をとることができます。

現在、県内のほとんどの事業主体が母子家庭を優遇措置の対象としておりますが、父子家庭も優遇措置の対象としているのは、県と一部の市となっています。

優遇措置の実施につきましては、事業主体である市町村の裁量であることから、県としては、母子・父子家庭への優遇措置実施のご要望を踏まえ、優遇措置未実施の市町村に対し、会議等を通じ母子・父子家庭への優遇措置を働きかけてまいります。

〔子ども家庭課〕

回  
答

○ 児童を監護する親に対する扶養義務の履行の確保について、広報等に努めてまいります。

なお、養育費については既に税制上で「扶養控除」の対象となっていることから、新たに「養育費控除」を新設することについては、その必要性などを踏まえ慎重に検討する必要があるものと考えます。

○ 児童扶養手当につきましては、県のホームページで、趣旨及び手当額等について周知を図っており、市町村においても広報誌等で制度の広報に努めているところです。また、父子家庭に対する支給についても、引き続き国に要望してまいります。

○ 母子寡婦福祉資金貸付金の借入における保証人については、返済金の履行確保の観点から個別に判断しているところであり、基準としてお示しするのは困難です。

また、所得制限の緩和及び父子家庭を対象にする等の条件緩和は、この貸付金制度が母子及び寡婦福祉法に基づく国の制度であることから、国の動向を見ながら対応してまいります。

なお、平成21年6月から、次のような場合は保証人が不要となるよう制度改正を行っております。

①事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金（借受人が母）、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金及び結婚資金

・・・年1.5%の利子を課す場合、連帯保証人不要

②修学資金、修業資金、就職支度資金（借受人が子）及び修学支度資金

・・・親が貸付を受ける場合には、連帯保証人不要